令和５年五條市議会第１回３月定例会提出予定議案概要説明書

提出予定議案　３５　件

・報第　２　号　専決処分の報告について（五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の一部改正）　【子ども未来課】

＜概要＞　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例の一部改正について専決処分をしたため、報告を行うもの。
施行期日：令和５年４月１日

・報第　３　号　専決処分の報告について（五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び五條市子ども・子育て会議条例の一部改正）　【児童福祉課】

＜概要＞　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例の一部改正について専決処分をしたため、報告を行うもの。
施行期日：令和５年４月１日

・報第　４　号　専決処分の報告について（和解）　【保健福祉センター】

＜概要＞　五條市保健福祉センター駐車場内に設置していたプレハブ物置の外壁・ドアが損傷した物損事故に関する和解について専決処分をしたため、報告を行うもの。

・報第　５　号　専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）　【環境政策課 エコ・リレーセンターごじょう】

＜概要＞　エコ・リレーセンターごじょう作業棟内での物損事故による車両の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分をしたため、報告を行うもの。

・議第　３　号　地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について　【秘書広報課 人材マネジメント室】

＜概要＞　地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の規定の整備を行うため、本条例を制定するもの。
施行期日：令和５年４月１日（一部規定：公布の日）

・議第 ４ 号　五條市個人情報保護条例の一部改正について　　【企画政策課 文書法制室】

＜概要＞　個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するもの。

施行期日：令和５年４月１日

・議第 ５ 号　特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について　【学校教育課】

＜概要＞　校医師及び校歯科医師の報酬を改正し、家庭相談員、国民健康保険税徴収嘱託員及び介護保険料徴収嘱託員を削除するため、本条例の一部を改正するもの。

施行期日：令和５年４月１日

・議第 ６ 号　五條市立学校設置条例の一部改正について　【教育総務課】

＜概要＞　五條市学校適正化基本計画に基づく五條市立学校の統合に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するもの。

施行期日：令和５年４月１日

・議第 ７ 号　市立五條文化博物館条例の一部改正について　【文化財課】

＜概要＞　博物館法の一部改正に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するもの。

施行期日：令和５年４月１日

・議第 ８ 号　五條市ふれあい交流センター条例の一部改正について　【介護福祉課】

＜概要＞　五條市ふれあい交流センターの浴場を利用する者の使用料の納付及び減免について明記するため、本条例の一部を改正するもの。

施行期日：令和５年４月１日

・議第 ９ 号　五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について　【児童福祉課】

＜概要＞　民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するもの。

施行期日：令和５年４月１日（一部規定：公布の日）

・議第１０号　五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について　【児童福祉課】

＜概要＞　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するもの。

施行期日：公布の日

・議第１１号　五條市国民健康保険条例の一部改正について　【保険年金課】

＜概要＞　健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改めるため、本条例の一部を改正するもの。

施行期日：令和５年４月１日

・議第１２号　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について　【水道局】

＜概要＞　地方公務員法の一部改正に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するもの。

施行期日：令和５年４月１日

・議第１３号　五條市消防団条例の一部改正について　【危機管理課】

＜概要＞　条例で定める定数と現状の団員数がかい離しており、定数を変更する必要があるため、本条例の一部を改正するもの。

施行期日：令和５年４月１日

・議第１４号　五條市消防団員の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について　【危機管理課】

＜概要＞　消防庁により消防団員の報酬の基準が示されたため、本条例の一部を改正するもの。

施行期日：令和５年４月１日

・議第１５号　五條市西吉野交流促進センター条例の廃止について　【観光振興課】

＜概要＞　公共施設のあり方検討委員会の報告を受け、五條市西吉野交流促進センターの廃止を決定したため、本条例を廃止するもの。

施行期日：令和５年４月１日

・議第１６号　五條市大塔天辻館条例の廃止について　【観光振興課】

＜概要＞　公共施設のあり方検討委員会の報告を受け、五條市大塔天辻館の廃止を決定

したため、本条例を廃止するもの。
施行期日：令和５年４月１日

・議第１７号　五條市と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定について　【産業振興課】

＜概要＞　森林法に関する事務の管理及び執行を奈良県に委託するに当たり、本規約を制定する必要があるため、議会の議決を求めるもの。
施行期日：令和５年４月１日

・議第１８号　奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について　【水道局】

＜概要＞　奈良県広域水道企業団設立準備協議会を設置するに当たり、関係地方公共団体と協議を行うため、議会の議決を求めるもの。

・議第１９号　令和４年度五條市一般会計補正予算（第１０号）議定について　【財政課】
≪別添資料≫

＜概要＞　歳入歳出予算に3億7,112万6千円を追加し、総額198億3,055万5千円とするもの。主な内容は、人事異動等による人件費の補正等を追加するもので、財源は前年度繰越金等を見込んだ補正予算の編成及び繰越明許費の補正を行うもの。

・議第２０号　令和４年度五條市介護保険特別会計補正予算（第３号）議定について
≪別添資料≫　**【介護福祉課】**

＜概要＞　歳入歳出予算に117万3千円を追加し、予算総額を42億7,917万1千円とするもの。内容は、人事異動等による人件費の補正を追加するもので、財源は繰入金を見込んだ補正予算を編成するもの。

・議第２１号　令和４年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）議定について
≪別添資料≫　**【保険年金課】**

＜概要＞　歳入歳出予算に126万5千円を追加し、予算総額を5億5,896万5千円とするもの。内容は、人事異動等による人件費の補正を追加するもので、財源は繰入金を見込んだ補正予算を編成するもの。

・議第２２号　令和４年度五條市下水道事業会計補正予算（第２号）議定について
≪別添資料≫　**【まちづくり推進課 下水道室】**

＜概要＞　収益的収入及び支出予算にそれぞれ2,345万円追加するもの。内容は、令和

３年度赤字決算により、令和４年度期末において資金不足が生じるため補助金を追加するもので、財源は一般会計からの補助金を見込んだ補正予算を編成するもの。

・議第２３号　令和５年度五條市一般会計予算議定について　【財政課】

≪別添資料≫

＜概要＞　予算総額 178 億 5,000 万円で、前年度比 3 億 2,000 万円の減額となるもの。

・議第２４号　令和５年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について　【保険年金課】

＜概要＞　予算総額 41 億 440 万円で、前年度比 120 万円の増額となるもの。

・議第２５号　令和５年度五條市墓地事業特別会計予算議定について　【環境政策課】

＜概要＞　予算総額 330 万円で、前年度比 20 万円の減額となるもの。

・議第２６号　令和５年度五條市介護保険特別会計予算議定について　【介護福祉課】

＜概要＞　予算総額 41 億 2,330 万円で、前年度比 9,100 万円の減額となるもの。

・議第２７号　令和５年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について

【保健福祉センター】

＜概要＞　予算総額 3,900 万円で、前年度比 130 万円の減額となるもの。

・議第２８号　令和５年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について

【産業振興課】

＜概要＞　予算総額 330 万円で、前年度と同額となるもの。

・議第２９号　令和５年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について【保険年金課】

＜概要＞　予算総額 5 億 5,700 万円で、前年度比 70 万円の減額となるもの。

・議第３０号　令和５年度五條市水道事業会計予算議定について　【水道局】

＜概要＞　収益的収支は、水道事業収益 11 億 7,601 万 2 千円に対し、水道事業費用 12 億 5,643 万 1 千円を見込んだもの。

資本的収支は、資本的収入 9 億 1,204 万 9 千円に対し、資本的支出 14 億 2,178 万 1 千円で、資本的収支不足額 5 億 973 万 2 千円については、過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定とするもの。

・議第３１号　令和５年度五條市下水道事業会計予算議定について

【まちづくり推進課 下水道室】

＜概要＞　収益的収支は、下水道事業収益 7 億 5,911 万 5 千円に対し、下水道事業費用 7 億 5,055 万 2 千円を見込んだもの。

資本的収支は、資本的収入 3 億 4,551 万 6 千円に対し、資本的支出 6 億 5,959 万 7 千円で、資本的収支不足額 3 億 1,408 万 1 千円については、当年度分損益勘定留保資金等で補填する予定とするもの。

・同第 １ 号　五條市教育委員会教育長の任命について

【秘書広報課 人材マネジメント室、教育総務課】

＜概要＞　堀内伸起教育長が、令和５年３月３１日をもって辞職するため、その後任の任命について議会の同意を求めるもの。

・推第 １ 号　人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて【人権施策課】

＜概要＞　山脇豊委員の任期が、令和５年６月３０日をもって満了するため、その後任の候補者推薦について議会の意見を求めるもの。